

## 利用料金表(入所)

### (1) 基本利用料金(介護保険負担割合証が1割負担の方)

#### 個室に入所の場合(在宅強化型)

	サービス費		居住費	食費	日用品費 教養娯楽費	1日合計
要介護1	810円	756単位	1840円	1600円	360円	4610円
要介護2	887円	828単位				4687円
要介護3	954円	890単位				4754円
要介護4	1014円	946単位				4814円
要介護5	1075円	1003単位				4875円

#### 2人部屋・4人部屋に入所の場合(在宅強化型)

	サービス費		居住費	食費	日用品費 教養娯楽費	1日合計
要介護1	896円	836単位	570円	1600円	360円	3426円
要介護2	975円	910単位				3505円
要介護3	1044円	974単位				3574円
要介護4	1104円	1030単位				3634円
要介護5	1163円	1085単位				3693円

### (2) 加算料金・その他の料金

項 目		料金	単位
夜勤体制加算		¥25	24
短期集中リハビリテーション実施加算		¥257	240
認知症短期集中リハビリテーション加算		¥257	240
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		¥49	46
外泊時費用		¥388	362
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		¥857	800
ターミナルケア加算	ターミナルケア加算(死亡日)	¥1,768	1,650
	ターミナルケア加算(2~3日)	¥879	820
	ターミナルケア加算(4~30日)	¥171	160
	ターミナルケア加算(31~45日)	¥85	80
初期加算		¥32	30
再入所時栄養連携加算(1人につき1回限度)		¥214	200
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)		¥482	450
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)		¥514	480
退所時等支援等加算	試行的退所時指導加算	¥428	400
	退所時情報提供加算	¥536	500
	入退所前連携加算(Ⅰ)	¥643	600
	入退所前連携加算(Ⅱ)	¥428	400
	訪問看護指示加算	¥321	300
栄養マネジメント強化加算(1日)		¥11	11
経口移行加算		¥30	28
経口維持加算	経口維持加算(Ⅰ)(1月につき)	¥428	400
口腔衛生管理加算	口腔衛生管理加算(Ⅱ)(1月につき)	¥117	110
療養食加算(1食)		¥6	6

所定疾患施設療養費	所定疾患施設療養費(Ⅰ) (1月に1回7日を限度)	¥256	239
	所定疾患施設療養費(Ⅱ) (1月に1回10日を限度)	¥514	480
リハビリテーションマネジメント計画提出料加算 (1月につき)		¥35	33
褥瘡マネジメント加算(イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ)	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき)	¥3	3
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき)	¥13	13
排せつ支援加算	排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき)	¥10	10
	排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき)	¥16	15
	排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき)	¥21	20
自立支援推進加算 (1月につき)		¥321	300
科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 1月につき	¥42	40
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 1月につき	¥64	60
安全対策体制加算 (入所中1回)		¥21	20
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		¥19	18
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位の3.9%	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位の2.1%	
新型コロナウイルス感染症への対応(2021/9/30までの上乘せ分)		所定単位の0.1%	
個室料		¥3,300 (税込み)	
2人部屋料		¥1,650 (税込み)	

※介護保険制度では介護度によって利用料金が異なります。また、基本料金は算定上端数処理の規則により、誤差の生じる事があります。(1単位あたり10.72円に換算します)

※外泊の場合、外泊初日と最終日以外に基本料金に換えて上記料金が必要となります。

外泊は月に6日以内(初日・最終日を除く)です。

※食費につきまして、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は認定証記載の負担限度額となります。

※個室と多床室では利用料金が異なりますのでご注意ください。

### (3) 低所得者への配慮

・低所得者を対象に、居住費・食費の負担額を低く設定する制度が設けられています。

これには、「介護保険負担限度額認定申請書」を役所に提出して頂き、認定証を施設窓口に提示していただく事が必要となります。

・施設サービスに対して支払った自己負担額が、一定の上限額を超えた時は高額介護(介護予防)サービス費として、超えた額が介護保険から払い戻されます。

### (4) お支払い方法

毎月15日に、前月分の請求書を発行。その後、27日に指定の口座からの自動引き落としになります。